

序章

1. 背景と目的

真岡市は、2011年(平成23年)に「真岡市住宅マスタープラン2011～2020」を策定し、本計画に基づく各種施策を進めてきました。

現在、結婚や家族に対する意識の変化、景気動向、雇用形態の変化等による経済的不安などを背景とした少子化の進行等により、本市の人口は、平成20年の83,392人をピークに減少に転じており、また、超高齢社会の到来や今後も増加すると予測されている空き家への対策が求められているなど、住宅施策の前提となる住宅事情や社会経済情勢の大きな転機を迎えております。

このような中、国は2016年(平成28年)に新たな「住生活基本計画(全国計画)」を策定し、栃木県は2017年(平成29年)に「栃木県住宅マスタープラン(栃木県住生活基本計画)」の見直しを行いました。

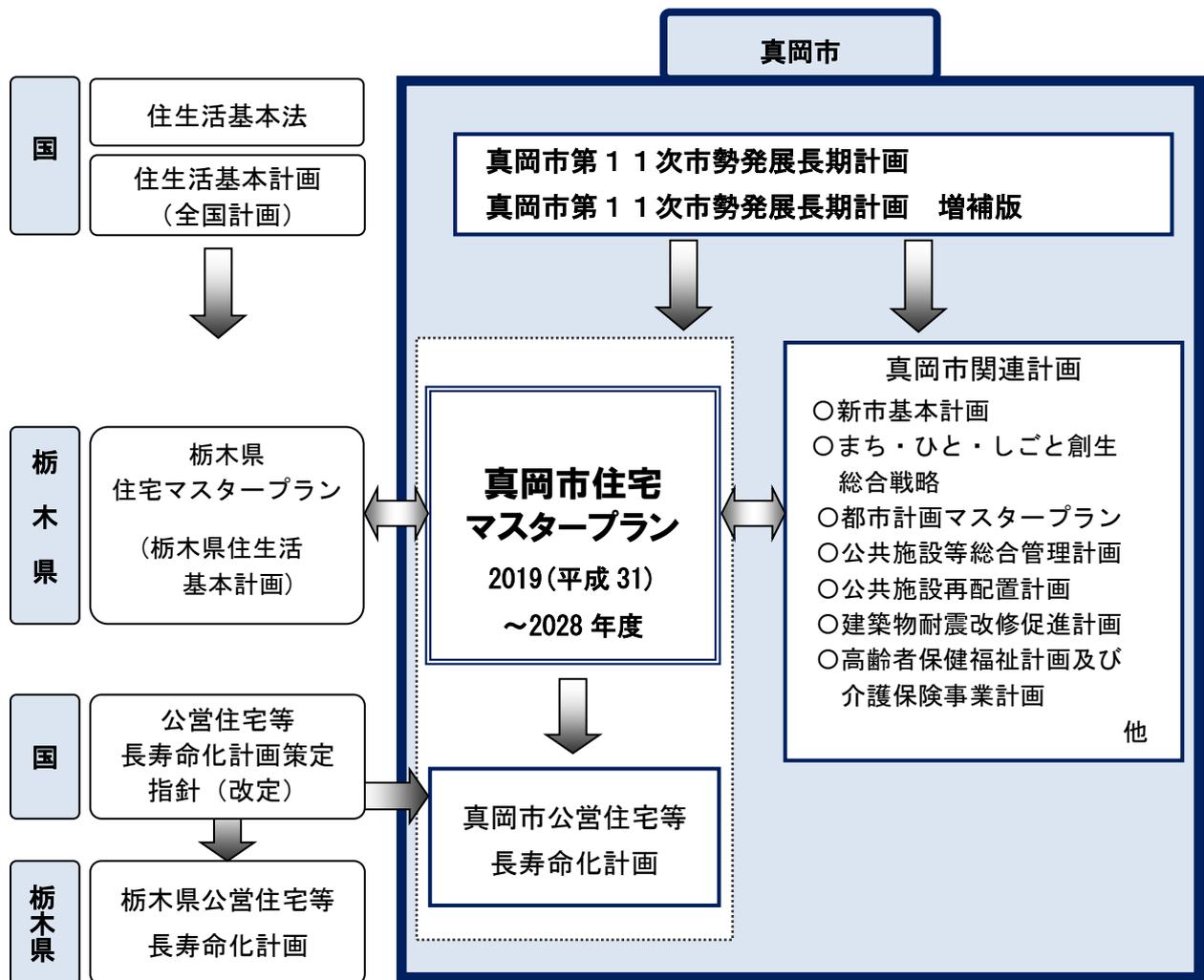
そこで、本市においても、社会経済情勢の著しい変化や国、県の新たな住宅施策の方向性などを踏まえ、「真岡市住宅マスタープラン」の見直しを行い、『だれもが安心して快適に住み続けられる“わくわく”する住まい・まちづくり』を目的とした施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「真岡市第11次市勢発展長期計画」及び「真岡市第11次市勢発展長期計画増補版」を上位計画とする住宅部門の基本計画です。

本計画に基づく住宅施策を効率的・効果的に展開するため、国の「住生活基本計画(全国計画)」、県の「栃木県住宅マスタープラン(栃木県住生活基本計画)」との整合を図るとともに、下図のとおり、真岡市における他の計画とも連携を図っていくこととします。

■計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、「住生活基本計画(全国計画)」及び「栃木県住宅マスタープラン(栃木県住生活基本計画)2016~2025」に即したものであるとともに、長期的な視点に立って住宅施策を計画し、推進する必要があるため、2019(平成31)年度から2028年度までの10年間を計画期間とします。

なお、今後、本市で策定される上位計画「真岡市第12次市勢発展長期計画」や他の関連計画との整合性・関連性及び社会経済情勢の変化等を受けた国や県計画の住宅施策見直しがされ、これらとの整合を図る必要が生じた場合には、適宜見直しを検討します。

計画期間：2019(平成31)年度から2028年度

